

令和7年度 特殊詐欺防止機能付き機器 購入補助金のご案内



矢掛町では特殊詐欺被害防止のため、**特殊詐欺防止機能をもった電話機等の購入に対して補助金を交付します。**

◆補助金の額 購入金額の2分の1 (上限5,000円)

※補助金の交付は世帯に1回のみです。

◆補助対象者

次の条件全てを満たす人が対象

- (1) 町内に住所を有する人
- (2) 機器購入時点で同一世帯に65歳以上の人がある
- (3) 同一世帯の人全員が町税・その他の町への納付金に滞納がない



◆対象機器

次のいずれかの機能をもつ**固定電話機または、
固定電話機に接続して使用する機器**

(令和7年4月から令和8年3月末までに**町内の事業所で**購入したものに限りします。)

- (1) 登録していない番号からの着信に対して注意を促す機能がある
- (2) 着信相手に通話を録音することを自動で伝える機能があり、あわせて通話の内容を自動で録音する機能がある

◆申請の期限

令和8年3月31日(火)まで

※申請状況によっては、期限前に締め切ることがあります。

◆申請方法

- ・補助金の交付を希望する場合は、役場町民課まで必要書類をそろえて申請書を提出してください。
(申請書、機器の機能がわかるカタログ等の写し、販売証明書等)
- ・申請は補助対象品を購入後、”事後申請”となります。

◆お問い合わせ先

矢掛町役場 町民課 住民生活係 電話：82-1011